

【4月の行事】

11日(土)	午後 4:00	会計監査 (2019年度会計)
13日(月)	午後 8:00	宇堅守の会
19日(日)	午後 5:00	長寿会定期総会
26日(日)	午後 4:00	定期総会・豊年祭

【その他の行事】
4日：清明祭の日の入り

【5月の行事】

調整中	午前 5:00	長寿会美化作業
20日(水)	午後 8:00	字誌編纂委員会

【その他の行事】

【6月の行事】

7日(日)	午前 9:00	ゴージャス勝負 (宇堅長寿会)
8日(月)	午後 2:00	宇堅守の会
10日(火)	午後 2:00	EMゆがふ会
調整中	午前 9:00	区内清掃 (雨天順延)
23日(火)	午前11:30	慰霊祭 (戦後75年)

ミニイはお休みです。
(感染症予防対策です)

大胆に緋寒桜を手折りけり

句集『舞扇』(RII作)
大胆ですよ！。天願川沿いに植えたサクラはまだ小さい。愛情不足です(汗)。一緒に…。
新年度が始まりました。天願小学校・幼稚園への新入生が登下校します。交通安全にご配慮下さい。また、道で会いましたら、声をかけて、励まして下さい。
そろそろ台風発生状況にも気をつける時季です。穏やかな季節のうちに対策を。



町のみんが笑顔になる活動

北海道 函館市 高丘町会

地域防災活動に挑戦して

災害はいつ発生するか分からない、と申すように、昨年8月中旬以降、四つの台風の影響があり、過去最悪の約2800億円被害額となりました。私どもの高丘町会においては、従前より地域の防災活動に取り組んできましたが、特に平成21年から地域として取り組めるものは、すぐやろうということ、皆で挑戦してきました。



高齢者社会福祉施設等の防災協定の締結

高丘町内には現在、6箇所の高齢者社会福祉施設があります。これらは、利用者が災害弱者であったり、夜間、少人数での勤務等いろいろな課題を抱えているのが実情です。そこで、災害安座間が発生した場合に、両者が連携協力することにより、相互に迅速かつ円滑に災害応急活動を行い、人的・物的被害を最小限に抑えることを目的として、平成21年から23年にかけて6施設と「災害時における高丘町会と高齢者社会福祉施設等殿総合協力に関する協定書」を締結しております。また、私立幼稚園とも同協定を締結しています。このことにより、双方が避難場所の提供及び避難者

高丘町地域防災安楽ネットワーク協議会の運営

東日本大震災の前年である平成22年4月に、地域防災体制構築の調査研究及び構成機関相互の情報共有等を目的として、地域の教育機関6校、高齢者社会福祉施設6施設、コンビニ1店舗、高丘町在宅福祉委員会、高岡町会の15機関により協議会を設立しました。具体的には、各種災害に係る実態把握と課題についての検討及び地域における避難行動支援者対策等を協議してきました。なお、このネットワーク協議会の運営等につきましては、北海道防災教育のテキストにもなっています。今後は、この協議会の運営を活発化させ、近隣町会を含めた広域ネットワークの構築を目指しております。(続く)



無線を活用した防災避難訓練の1コマ

「宇堅子ども会」より

小学生や中学生の学習ノート(例「がんばりノート」)を公民館で提供しています。入会は、随時受け付けています。子ども会の何らかの催し物に直接出向いても大丈夫です。または、公民館に問い合わせください。(973-3558)。

重要
定期総会にご出席を

二六日に「定期総会」を行います。皆さまの承認が必要な重要な行事です。開催成立には、約一〇〇世帯の出席(委任状含む)が必要です。ぜひご出席を！

「委任状」を配布しています。出席できない世帯は、委任の意思を記して、公民館にお届け下さい(ファックスでも構いません。973-3558)。

資料案内

資料名
「新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック」
入手先
http://www.tchoku-icnetac/control/activity/images/guide/post_200316.pdf

婦人がん健診日程

うるみんでの婦人がん健診日程です。宇堅の指定日は6/23です。それ以外の日も受診できます。注意：保険証を持参すること
※受付：午後=1:30

6	23日(火)	12	15日(火) 22日(火)
7	14日(火) 21日(火)	1	26日(火)
8	18日(火) 25日(火)	2	9日(火)
10	20日(火)	「ゆらてく」等会場もあります。日時はお問い合わせください。	

健診日程

うるみんでの集団健診日程です。宇堅の指定日は6/16です。それ以外の日も受診できます。個別健診(医療機関に予約)もあります。
注意：保険証を持参すること
※受付：午前=8:30 / 午後=1:00

6	16日(火) 宇堅 17日(水) 18日(木) 29日(月)	11	24日(火) 25日(水)
7	13日(月) 19日(日)	12	12日(土) 13日(日)
8	22日(土) 23日(日)	1	27日(水) 31日(日)
		2	20日(土)

救急医療情報キット

高齢者の万一の緊急事態に備えて。迅速な医療処置が行えるようになります。
①かかりつけ病院
②緊急連絡先
③持病・体質等
④診察券(北-)
⑤健康保険証(北-)

「宇堅守の会」メンバー募集中

主な目的は、見守りの必要な方(高齢者世帯など)の把握、減災・防災等の取り組みです。無理しない活動を進めています。壮年層の参加を期待。
お問い合わせ：公民館まで
【定例会】◆偶数月の第2月曜日 午後8時。

【区長のドクターズ・コメント(編集後記)】
2010年度の自治会の決算。自転車操業的な感じ。防犯灯や公民館電照のLED化を進めるなど、経費の軽減化を図ってきました。さらなる努力が必要。一方で、区民サービスは維持したい。苦しいところです。
新型コロナウイルス感染症の影響で、県内観光関連産業には厳しい状況が続いています。行動制限による国内経済活動の縮小、国際的な経済動向も厳しい。諸外国(特に先進国)は居住者に対する給与補償を行っている。なぜ、日本政府は？ 欠陥戦闘機に100兆円、海外ばら撒きの0兆円。モリカケサクワ等々(怒)。
「教育とは何かを問いつつけて」(大田堯著/岩波新書)。60年以上前の本だが、全然色あせていない(快読)。現在は当時より文科省の劣化が進んでいます。



(2月末)	宇堅 (外国人除く)	うるま市全体 (外国人含む)
人口(男/女)	1,208 (631/577) Δ1(-/Δ1)	124,178 (62,398/61,780) 137 (76/61)
世帯数	470 Δ1	53,651 118

「区内清掃」お疲れ様でした ~2020年3月15日~



【参加者 記名者のみ】 別の日に活動した方もいます。

(1班) 名護千三 伊禮嘉忠	大城セツ 大城勝一 大城節子	(5班) 山城幸和 長堂英明 平安名孝盛	湧田森一 湧田森和 湧田森義	(8班) 森根政助 香村忠雄 翁長敏雄	(11班) 照屋寛安 知念正英
(3班) 大城成次 新城清榮 知念秀夫	知念光子 新城眞一 花城勝美	知念秀樹 西田勝博	徳元盛吉 金城政市 金城美代子	大原清	(12班) 平川善次
(4班) 前田紀子 大城敏雄	久田友保 玉城幸也 岡本ひとみ	(6班) 照屋民枝 湧田森仁 湧田森智	(7班) 島袋千恵美	(9班) 糸満盛金 照屋和子 栄野川盛勇	(13班) 比嘉一信 平川キヨ子



すこやか奨励会&体験学習(子ども会) 2020年 3月29日



午前中は、「すこやか奨励会」において、進学・進級に臨む小学生・中学生を激励しました。お昼ごはんは、昨年末に植えつけて収穫したジャガイモの入ったカレーをみんなで頂きました。新型コロナウイルス感染症の影響や、子どもたちや保護者の予定が重なっていたのか、少ない参加者でした(残念)。

困りごと相談窓口のご案内

(秘密厳守ですので、お気軽にご相談下さい。)

- 【子供や育児、DV、健康などに関すること】
(例)不登校や虐待、DV、子どもに関する手当など
・児童家庭課=973-5041/4983
・こども健康課=989-0220
- 【保育、子供の預かりや送迎に関すること】
・保育幼稚園課=973-5427
・ファミリーサポートセンター=070-5677-6733
- 【高齢者に関すること】
・地域包括支援センター=972-3595
- 【心身の障がいに関すること】
・障がい福祉課=973-5452
- 【就労・生活支援や生活保護に関すること】
パーソナルサポートセンター=989-3972
保護課=979-6552

後期高齢者医療の高額医療費自己負担限度額について

自己負担限度額の認定証が必要です。
※相談先: 国民健康保険課(後期高齢者医療係)
= 973-3202 (ファックス=974-6764)

具志川職業能力開発校: 973-6680/5954

- 【受付期間】
・推薦入校選抜: 9月上旬
・一般入校試験(第1回): 10月上旬
・一般入校試験(第2回): 2月上旬
- 【訓練科名】
・自動車整備科、電気システム科、メディアアート科、情報システム科、造園ガーデニング科、総合実務科、オフィスビジネス科

うるま市就職・生活支援パーソナルサポートセンター

- 経済的悩み、仕事探しの相談を受けて、解決のお手伝いをします。
- ①時間=8:30~17:00(月~金)
 - ②場所=市役所(西棟)
 - ③TEL:989-3972
FAX:989-3971 (※事前予約がスムーズです!)

うるま市ひとり親家庭生活支援モデル事業

- ひとり親家庭で、子どもの生活環境の改善に向けた支援を必要とし、以下の要件をすべて満たす方
1. 市内に住所(原則3ヶ月以上)があり児童扶養手当を受給していること。
 2. 18歳未満の児童を養育していること。
 3. 支援期間内に自立に向けた具体的な目標及び意欲のある方
優先される方→児童が3人以上いる方、または1才未満の乳児がいる方。
※生活保護法の住宅扶助を受給者や公営住宅に入居者は対象外。

SOSネットワーク事業

認知症高齢者の捜索のための事業です。登録することで、迅速に捜索活動ができます。
・電話番号 098-973-5112
・FAX 098-982-6041

